## 【4年産から収入減少影響緩和対策】事前契約を要件に追加 ~農水省 需要に応じた生産推進~

農水省は1月6日、霞が関会場とオンライン会議で開いた第5回「水田農業における需要に応じた生産・販売の推進に関する全国会議」(全国会議)において、令和4年産米から収入減少影響緩和対策(ナラシ)で事前契約を要件化する具体案を示した。これまで主食用米を対象とするナラシでは、生産翌年3月末までに①生産者から集出荷業者に出荷・販売されたコメ、②生産者から実需者・卸への直接販売において販売契約を結んだ米、を要件としてきた。これによって「需要に応じた生産を緩やかに担保する」目的があった。

4 年産からの見直しでは、事前契約を要件化するため、①に「6 月末までに出荷契約または販売契約を結ぶ」、また②に「6 月末までに前年の実績などを基に販売計画を作成する」という要件を追加する。農水省は、「事前契約を要件化することで需要に応じたコメ生産を強力に推進する」と説明している。この要件の見直しに伴い、運用・スケジュールも見直す。農業者は積み立ての申し出(加入申請)に際し、生産年の 6 月末までにナラシ積立申請書とともに、「出荷・販売契約数量等報告書」(農協など系統組織に出荷する場合は出荷契約書などの写し)を提出する。

この際、(1)農協または主食集荷組合傘下業者に出荷・販売するコメについては、取引先ごとの「契約数量」、(2)系統以外に直接販売するコメについては、販売チャネルごとの「計画数量(および前年の実績)」の 2 つを整理・集計した内容とする。これを受けて、県拠点(農政局)などは、「報告書の契約数量と計画数量の合計(面積換算値)が積立申出書に記載されたコメの生産予定面積を超えていないか」「計画数量が前年実績と比較して著しく大きくないか」を確認する。この 2 つの例に該当する場合、個別に理由をチェックする。

国は積立金の納付受付前に農業者から提出された報告書(または出荷契約書などの写し)に基づき、農業者ごとに積立額を算定して通知する。積立金の納付期限は従来7月末だったが、見直しに伴い8月末まで1ヶ月延長する。

生産翌年の4月末を期限とする補填金の交付申請では、農業者が3月末までの出荷・販売実績に基づき、生産実績数量を記載した交付申請書とともに、確認書類(販売伝票の写しなど)を提出する。農作などで積立申出時の契約数量を更新する場合は、数量更新に伴う契約書の写しを併せて提出する。

交付申請を受けて農政局などでは、農協・主食集荷組合傘下業者への出荷・販売分については、取引先ごとに契約数量 (豊作時は更新後の契約数量) の範囲内に抑えられていることを確認。契約数量を越えた場合は、契約数量を生産実績数量にカウントする。これによって、出荷契約超過分をナラシの対象から除外できることになる。